

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和2年10月30日（金）17時20分～17時38分

#### 2 場所

官邸4階大会議室

#### 3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉  
法務大臣 上川 陽子  
外務大臣 茂木 敏充  
文部科学大臣 萩生田 光一  
厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣 小泉 進次郎  
防衛大臣 岸 信夫  
内閣官房長官 加藤 勝信  
国家公安委員会委員長 小此木 八郎  
内閣府特命担当大臣 河野 太郎  
内閣府特命担当大臣 西村 康稔  
内閣府特命担当大臣 平井 卓也  
内閣府特命担当大臣 橋本 聖子  
復興副大臣 亀岡 偉民  
内閣府副大臣 赤澤 亮正  
内閣府副大臣 ミヅノ 裕巳  
総務副大臣 新谷 正義  
財務副大臣 伊藤 渉  
農林水産副大臣 宮内 秀樹  
国土交通副大臣 大西 英男  
内閣官房副長官 坂井 学  
内閣官房副長官 杉田 和博  
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志  
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人  
国家安全保障局長 北村 滋  
内閣官房副長官補 林 肇  
内閣官房副長官補 高橋 憲一  
内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣広報官 山田 真貴子

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

全国の1日当たりの新規感染者数は、昨日、804名でした。次、2ページ目にありますように、ここ最近、概ね400名台から800名台で推移しております。こうした感染状況について、専門家からは、全国的に見ると、8月第1週をピークとして減少が続いた後、ほぼ横ばいであったが、10月以降微増傾向が続いている、その背景としては、首都圏で感染が減少の動きとならないことや、クラスターの発生等で感染者の増加が見られる地域があることが考えられる、クラスターについては、地方都市の歓楽街に加え、会食や職場における事例など多様化や地域への広がりがみられ、適切な対応をとらなければ、増加要因と減少要因のバランスが崩れてもおかしくない、今後の感染の動向に注視が必要との評価をいただいています。

また、今後の対応といたしましては、これまでと異なる場が感染拡大の端緒となる可能性もあり、対象者の特性に応じた情報提供や地域の関係者を幅広く積極的に検査するなど大規模クラスターやクラスター連鎖が発生しないよう早期かつ適切な対応が求められる、社会活動が活発になる中、改めて、「3密」や大声を上げる環境の回避、室内の人と接触する環境でのマスクの着用、フィジカル・ディスタンスの徹底、換気の徹底など、基本的な感染予防対策の徹底が求められる、世界的には、とりわけ欧州などで顕著な感染拡大が見られ、海外との往来が徐々に再開しつつある中、検疫での対応や、発症時の受診方法等についての入国する方の特性に応じた情報提供等適切な対応が必要である等の指摘をいただいています。

##### 【西村国務大臣】

今後の対応の全体像である資料2の4～5月、7～8月の二度の感染拡大期の経験を踏まえ、統計的手法を用いるなど、これまでの取組の効果分析をしっかりと行い、対策を深化させていきたいと思っています。データ、エビデンスに基づいて、今後の感染拡大に備え、国民の皆様安心していただけるよう、十分な対策をとってまいりたいと考えております。

2ページ目に、感染拡大の事前防止策として、日常生活で感染リスクが高まる場面として「5つの場面」が専門家から具体的に示されております。感染リスクを回避する行動の徹底を国民の皆様をお願いしていきたいと思っております。

また、重症化リスクの高い場所におけるクラスター発生を早期に検知し、迅速な介入を行うことで、感染を封じ込め、感染拡大や重症化を防止することを基本として取り組んでまいります。

このため、地方自治体と連携しながら、クラスターが発生したエリアにおける、重点的で幅広いPCR検査等の実施を積極的・戦略的に推進していきます。

最近、地方都市で、接待を伴う飲食店で大規模なクラスターが散見されますが、幅広いPCR検査等の実施を要請し、支援を行っているところであります。

資料2の3ページ目、仮に感染が拡大した場合の対策について、国が主導し、全面的な休業要請ではなく、エリア・業種を限定した営業時間短縮要請など、メリハリの効いた特措法に基づく予防的措置を講じてまいります。

併せて、国レベルでの保健師等派遣による保健所機能の確保や、必要な病床・宿泊療養施設の稼働など医療提供体制の確保に万全を期していきたく思います。

また、資料3、新技術の導入・普及を通じて経済活動の引上げを図っていくことが不可欠であります。本日、横浜スタジアムにおきまして、高精細カメラを活用して、観客を80%まで入れる上限として入れつつ、3密の回避を図る実証を行います。「新たな日常」の構築に向け、デジタル化を含む革新的な技術の実証を行い、その実装化やイベント制限等の見直しを進めていきたく思っています。

感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図っていくために、日々、感染状況を監視しながら、専門家の意見を聴きつつ、迅速かつ機動的な対応をしてまいりたいと思います。関係閣僚の御協力、よろしくお願いいたします。

#### 【厚生労働大臣】

ただいま西村大臣から御説明がございましたが、厚生労働省としても、二度の感染拡大から得られた教訓を踏まえ、しっかりと対応してまいります。

具体的には、感染拡大の事前防止対策としては、これまでも「三密の回避」やマスクの着用などの基本的な感染防止策の徹底を国民の皆様には繰り返しお願いしてありますが、社会経済活動との両立を図っていく上で、この新たな感染症についてこれまでに分かってきたことを国民の皆様にはしっかり伝えていく必要があります。

例えば、入院時に重症であった方が死亡する割合については、6月以降と6月以前に入院した症例を比べると、かなり低下しています。検査体制の拡充などに伴い、より多くの感染者が確認されるようになったことは確かですが、入院時に重症であった症例でも、いずれの年代においても入院後に死亡する割合が顕著に低下しています。

他方、高齢者や基礎疾患のある方々は、重症化するリスクが高く、医療機関や介護施設でのクラスターの発生や大規模化を防いでいくことが重要です。

このため、今週、専門家に御議論いただき、「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」をとりまとめました。今後、これを活用して国民の皆様に分かりやすく情報発信をしてまいります。

また、今月16日には、重症化リスクの高い方に接する医療・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について、検査の実施に向けて積極的な対応をいただくよう都道府県等に周知したところです。

さらに、検査・医療提供体制については、全都道府県で病床や宿泊療養施設の確保に関する計画を既に策定し、現時点で約2万7千の病床、約2万3千の居室が確保されています。

その上で、秋冬の季節性インフルエンザの流行期には、発熱患者等が大幅に増加する可能性があることから、これまでの仕組みを改め、電話で身近な医療機関に直接相談し、診療・検査医療機関を受診いただく仕組みを都道府県で整備いただいています。

国としては、こうした自治体の取組を、補正予算と予備費の合計3兆円の財政措置でしっかりと支援してまいります。

加えて、検査やクラスター対策を担う保健所機能も広域的支援で確保すべく、これまでも感染拡大時に都道府県内で人材確保が困難な場合に国が調整して、専門人材を派遣しています。

感染が拡大した場合の対策として、全国の保健所等で支援にあたる専門職を確保する国レベルでの保健師等の人材バンクの年内の立ち上げや、全国知事会等と連携した広域の保健師等派遣支援体制の年内の整備等、広域的支援を充実してまいります。

また、検査・医療提供体制については、感染状況に応じ、先ほど御説明した計画に基づき確保した病床・宿泊療養施設を稼働させることで体制を確保しつつ、医療スタッフの広域派遣等、都道府県を越えた支援を実施してまいります。

なお、ワクチンについては、昨日、米国モデルナ社及び武田薬品工業株式会社と供給に関する契約の締結に至ったところであり、引き続き令和3年前半までに全ての国民の皆様に提供できる数量の確保を目指し取り組みます。

また、今国会に予防接種法の改正案を提出しており、円滑な実施体制についてももしっかり整備してまいります。

引き続き、関係省庁と連携しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて取り組んでまいります。

#### **【国家安全保障局長】**

国際的な人の往来再開について、御説明いたします。

日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象として、全ての国・地域への短期出張からの帰国時に、14日間待機の緩和を認めることといたします。

その際、渡航先への滞在期間は7日以内に限定し、検査の実施や公共交通機関の不利用といった防疫措置を確約できる企業・団体がいることを条件といたします。

また、感染状況が落ち着いている9か国・地域については、入国拒否対象地域の指定を解除する一方、感染状況が悪化している2か国については、入国拒否対象地域に指定いたします。これに伴い、空港検疫での検査対象や査証免除措置についても見直しを行うことといたします。

これらの措置は11月1日から実施いたします。

#### **【外務大臣】**

本日、様々な要素を総合的に勘案いたしまして、9か国・地域の感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」からレベル2「不要不急の渡航は止めてください」に引き下げ、一方で、感染が拡大しておりますミャンマー及びヨルダンの2か国については、

レベル2からレベル3に引き上げました。この結果、合計で152の国・地域がレベル3という状況に今なっております。

本日の決定による入国拒否指定地域の解除後も、実施済みの査証免除措置の停止・発給済みの査証の効力停止措置は継続いたします。これまで査証について措置をとっておらず、レベル2に引き下げた台湾、豪州、ニュージーランドについては、査証免除措置を停止いたします。

往来再開に向けた二国間の協議・調整について、長期滞在者を念頭に置いた「レジデンストラック」は、既に10か国・地域と開始し、短期出張者を念頭に置きました「ビジネストラック」はシンガポール、韓国との間で開始しておりまして、ベトナムとは、先月の総理のベトナム訪問の際の合意に沿って、11月1日から開始をいたします。

なお、空港の封鎖や移動制限等により、在外邦人が出国困難となる事態を防ぐため、3月25日に全世界に対して一律に発出しました一般の危険情報レベル2については解除いたしました。

#### 【法務大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、159の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。

先ほどの上陸拒否の対象地域の追加及び解除に関する報告を踏まえ、まず、11月1日から、感染状況が悪化している2か国を対象地域に追加することといたします。

他方で、同日から、感染状況が落ち着いている9つの国・地域の指定を解除することといたします。本年2月に上陸拒否の対象地域を指定して以来、初めて、一部の国・地域について、上陸拒否の対象地域の指定を解除することになります。これにより、国際的な人の往来が活発化していくものと期待されます。

法務省としては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往来の再開との両立を図ってまいります。

#### 【厚生労働大臣】

感染再拡大の防止と国際的な人の往来の再開とを両立する形で進めていく上で、検疫体制の整備は、大きな役割を果たすものであり、8月にこの本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」に基づき、成田・羽田・関西空港であわせて1日1万件程度の検査能力を確保したところです。

さらに、来月中に、空港における検査能力を1日2万人に引き上げることを目指し、検査体制の強化に努めております。

国際的な人の往来再開に向けて、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいります。

## 【内閣総理大臣】

新型コロナウイルスの感染状況については、8月第1週をピークとして減少が続いた後、ほぼ横ばいでしたが、10月以降微増傾向が続いており、状況は予断を許しません。爆発的な感染は絶対に防ぎ、国民の命と健康を守ることに最優先で取り組みます。その上で、社会経済活動を再開して、経済を回復してまいります。

そのため、まず重要なことは感染拡大防止対策です。政府としてはこれまで得られた教訓も踏まえて、今後の感染拡大に備えた対策を講じるべく、自治体とも密接に連携し、国が主導して万全の準備や対応を講じております。この夏の感染拡大期には、新宿の歓楽街を対象に大規模な検査を実施し、感染者の減少につなげることができました。その経験も踏まえ、クラスター発生時には、国から専門家によるチームを派遣するとともに、大規模・集中的な検査の実施により感染を封じ込めてまいります。また、保健所の体制強化に向けて、各自治体で全庁的な応援体制を整備するとともに、関係団体による専門人材等の広域的な応援派遣を伴う体制を構築しております。医療提供体制については、既に約2万7千の病床、2万3千室の宿泊療養施設を確保しておりますが、さらに、この冬の季節性インフルエンザの流行期に備え、身近な医療機関に直接相談し、診療や検査を受けていただく仕組みを整備します。

次に、国際的な人の往来についてです。11月1日から、海外へ短期出張した日本在住の方の帰国に際して、追加的な防疫措置を講じることを条件に、限定的な範囲内でビジネス活動をすることを可能とします。また、感染状況が落ち着いている一部の国と地域について、入国拒否対象の指定を解除することにします。

各大臣におかれては、これまでの感染拡大への対応で得られた科学的な知見をいかし、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図っていくため、これらの対策に引き続き万全を尽くしていただきたいと思います。

以 上